

自己の言論には相當責任を有す可きものなり、其言論にして用ひらるれば當然自ら責任を負はず可し然るに現在の現業委員會の決議は必ずしも採用せらる可きものに非ず斯かる制度を改善せざれば責任觀念の養成を阻害する點少なからず吾人は別に改正案を有するも或人々の反対に遇ひ貫徹する事を得ざりしも責任觀念の養成に留意せらるゝ當局は必ずや近き將來に該制度の徹底を開らる可きを信す

(五) 差別的待遇撤廃。

人間は其本然に於て人格的價值の平等なる事を深く認識す可きものなり、若し人格的價值の平等を認めざれば自ら差別的責任觀念を生ず可し吾人は差別的責任觀念の非國民的なるを憂ふるが故に差別的待遇の廢止を以て責任觀念養成の一方法として答申する所以なり

(六) 賞罰の査定を明確且つ厳格にする事。

粗漫なる査定に依る賞罰が其從事せる職務に對する責任觀念の養成に影響する所少なからざるは多きを要せず例へば單に御用の都合を以て職を免するが如き理由の明瞭ならざる事あれば多數の同勤者は表面能く忠實を裝ふ事雖も内心大いに不安感を感するが故に責任を回避し自己の安きを圖るが故に當局は宜しく事に際し徹を極め細に亘り皮相に流れず能く事實を精查して叶障に取扱はれん事を望む

(七) 勞働組合の公認と責任觀念。

日本労働同盟友愛會

大正九年十月二十七日